

# 「水林地区生活環境保全林」における休憩施設等の施設撤去 (使用禁止)のお知らせと国有林へ入林される皆様へのお願い

由利森林管理署

由利森林管理署では、水林国有林において平成13年度、平成14年度の2カ年で休憩施設等を設置し「水林地区生活環境保全林」として管理してきましたが、設置から20年が経過し老朽化・劣化が著しいため、安全を考慮し撤去することとし、撤去までの当面の間、使用禁止とすることにいたしました。

これまでのご利用に感謝申し上げますとともに、国有林へ入林される皆様へ下記のとおりお願いいたします。

## 記

- 動植物の保護にご協力ください。
- 立入制限の表示がある区域には、絶対に立ち入らないでください。
- 管理車道等の区域外への立ち入りはお控えください。
- 休息などで立ち止まる場合には、「落下する枝がないか」など、安全な場所であることを十分にご確認ください。
- 悪天候のときは、入林をお控えください。
- ゴミの持ち帰りにご協力ください。
- タバコなどの火の始末にご協力ください。
- たき火はしないでください。

【問合せ先】 由利森林管理署森林技術指導官

TEL 0184-22-1076